

不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた対応

令和3年度補正
予算案：6.7億円

目的

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、今年度末までに終了しない治療を前提としたものに対して、費用負担軽減の経過措置を講じる。

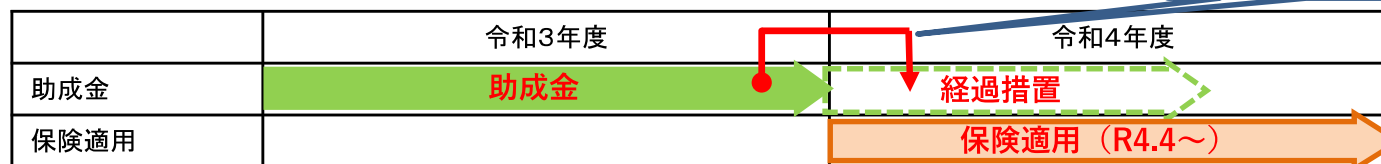
現行の事業概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

円滑な移行に向けた対応案

1. 上記助成事業について、年度をまたぐ一連の治療に対して、助成金を支給する。

助成対象となる一回の治療



- ・ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

2. 令和2年度第三次補正予算において拡充した上記助成事業について、予算額に不足が生じたため、不足分について措置する。